

令和2年度 引越事業者優良認定の取扱いについて

標記については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、申請者の負担を少なくする等所要の措置を講じた上で、基本的には例年どおりの取扱いとする。

所要の措置

1. 全ト協主催の申請説明会

本年度の申請説明会を開催せず、説明会の内容をYouTubeにより動画配信(6/3配信予定)をもって代替

2. Gマーク未取得事業所に対する「講習・研修・適性診断・社内教育指導」の自認事項

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、社内会議や外部研修、適性診断等の開催が中止されていることから、2月～7月に未実施であっても「実施の意向」の自認を容認。

3. 要件「2017年度以降の引越管理者講習修了者1名以上」の取扱い

新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、秋に開催できるようであれば、当該講習の受講をもって要件クリアとする。

なお、各地での本年秋の開催が困難な場合は、①及び②の対応を検討

① 全ト協による開催(1回～2回)により、新規事業者を救済

② 更新事業所の2020年度受講対象者は、令和3年度受講で代替